

2011年1月30日  
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局上海市分局公告関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第146号 )

**国家外貨管理局上海市分局、人民元建て対外債務に係る規定を公布  
～人民元建て対外債務にも外貨管理を適用へ～**

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局は2011年1月14日付で、『上海管轄内機関による人民元建て対外債務の借入における外貨管理に係る問題についての通達』(上海匯発[2011]4号、以下、『通達』という)を公布しました。『通達』では、中国国外の金融機関からのオフショアローンや国外親会社からの親子ローンといった対外債務について、人民元建ての場合も現行の対外債務管理の範疇に入れるなど、人民元建て対外債務に係る管理の明確化を図っています。

『通達』は上海市を対象とした規定です。上海市以外の地域では、関連手続などが上海市と異なる可能性がございます。上海市以外の地域の情報につきましては、お近くの「みずほ」、もしくは関連当局までお問い合わせください。

適用対象となる人民元建て対外債務について、『通達』第1条では、「対外債務の契約締結、引出および元利金返済につき、少なくとも1つのプロセスにおいて直接、人民元を使用することを指す」としており、人民元建ての対外債務を借り入れる場合、「現行の対外債務管理規定に基づき、対外債務登記、元利金返済手続および統計申告等の手続を行わなければならない」と規定しています。

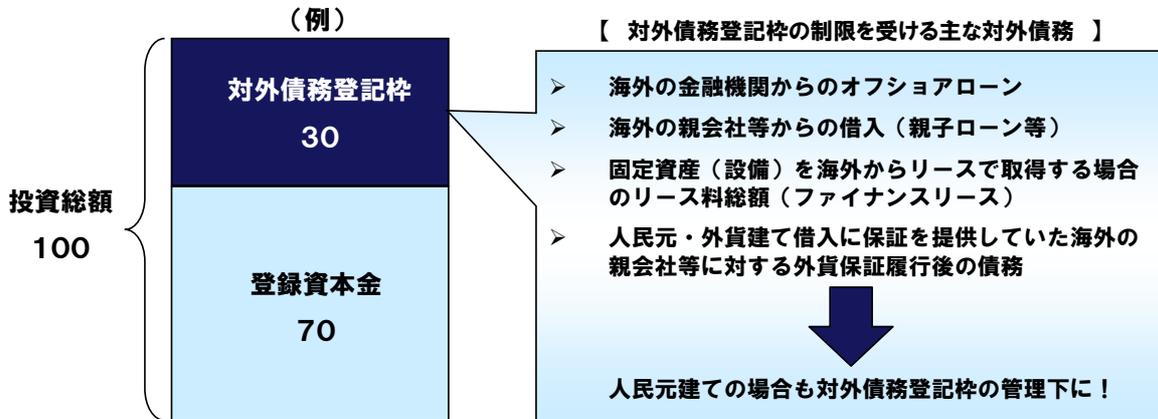
□ **外商投資企業の対外債務手続**

外商投資企業が外貨建ての対外債務を借り入れる場合、投資総額と登録資本金の差額(いわゆる「**投注差**」)の範囲内に収める必要があります。

**投資総額 — 登録資本金 = 「投注差」の範囲  
(対外債務登記枠)**

また、1年以内の対外債務の場合は残高管理が実施されており、債務返済後は消し込みが可能ですが、1年を超える中長期の対外債務については発生額ベースの登記手続が必要で、完済後も対外債務登記枠の再利用が不可能な状況にあります。

『規定』では、外商投資企業に係る人民元建ての対外債務について、「中長期の人民元建て、外貨建て対外債務発生額と短期の人民元建て、外貨建て対外債務残高はその投資総額と登録資本金の差額を超えてはならない」とし、人民元建て対外債務も外貨と同様の管理を実施すると規定しています。



【注】 投資総額における対外債務登記枠の比率は、登録資本金の金額により異なります。

#### □ 外資不動産企業に対する規制

国家外貨管理局は2007年6月以降、外資不動産企業に対しては原則として対外債務登記手続を行わない旨、規定を公布していました。

#### 『商務部の届出を通過した第一期外商投資不動産プロジェクトリスト公布についての通達』

(匯綜発[2007]130号)

1. 2007年6月1日以降に商務主管部門の承認証書を取得し、かつ商務部門での届出を通過した外商投資不動産企業(新設および増資を含む)に対して、各分局は対外債務登記および対外債務の元転認可に係る手続を行ってはならない。

#### 『外商投資不動産企業の対外債務登記に係る問題についての承認・回答』

(匯綜復[2007]118号)

1. 2007年6月1日以降に増資を行った外商投資不動産企業は、元の使用し終えていない投資総額と登録資本との差額(以下、「投注差」という)の範囲内において関連規定に基づき対外債務を借り入れることができる。当該企業の増資後の投注差が増資前の投注差よりも小さい場合、それが借り入れる対外債務の総規模はその増資後の投注差を超えてはならない。

『通達』では、外資不動産企業が借り入れる人民元建て対外債務に対しても「現行の制限的規定を厳格に遵守しなければならない」としており、外貨建てと同様の規制を受ける旨、規定しています。

#### □ 対外債務に係る資金管理

外貨建て対外債務の場合、対外債務に係る資金は「対外債務専用口座」を開設する必要がありますが、『通達』では、人民元建ての場合、「所在地の外貨管理局に対外債務専用口座の開設を申請する必要はない」とし

ています。しかし、人民元建て対外債務の資金用途については「現行の対外債務管理規定の用途に基づき使用しなければならない」としており、外貨管理と同様の規制があるため、注意が必要です。

中国金融当局は、人民元の国際化に向けたクロスボーダー人民元決済の推進を図るため、資本項目における人民元建て決済の規制緩和を徐々に進めており、2011年に入り、中国人民銀行は『国外直接投資人民元決済試行管理弁法』（中国人民銀行公告[2011]第1号）を公布。クロスボーダー貿易人民元決済が認められている地域において、人民元を利用した国外直接投資が可能であることを明確に規定しました。一方、中国国内ではホットマネーと呼ばれる投機資金の流入が加速しているため、市場の過剰な流動性を軽減し、適度な水準に抑制すべく、中国政府が新たな政策を打ち出すのではないかと指摘するメディアもあります。

人民元の国際化の推進に向けた方針と、引き締めに傾く金融政策との間で、クロスボーダー人民元決済に関しては今後も新たな政策が公布される可能性があるため、引き続き関連当局の動向にあわせた対応をとる必要性が高まっています。

『通達』の詳細につきましては以下にございます日本語訳（仮訳）、および5ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

---

## 国家外貨管理局上海市分局

### 上海匯發[2011]4号

#### 『上海管轄内機関による人民元建て対外債務の借入における外貨管理に係る問題についての通達』

上海各外貨指定銀行：

人民元建て対外債務に係る業務オペレーションを規範化するため、国家外貨管理局の関連文書の精神に基づき、ここに上海管轄内機関による人民元建て対外債務の借入における外貨管理の問題について以下のように通知する。

1. 国内機関に係る人民元建て対外債務業務（対外債務の契約締結、引出および元利金返済につき、少なくとも1つのプロセスにおいて直接、人民元を使用することを指す、以下同）は、現行の対外債務管理規定に基づき取り扱わなければならない。

- (1) 国内機関が人民元建て対外債務を借り入れる場合、現行の対外債務管理規定に基づき、対外債務登記、元利金返済手続および統計申告等の手続を行わなければならない。
  - (2) 外商投資企業に係る中長期の人民元建て、外貨建て対外債務発生額と短期の人民元建て、外貨建て対外債務残高はその投資総額と登録資本金の差額を超えてはならない。
  - (3) 中資企業および金融機関が人民元建て対外債務を借り入れる場合、現行の対外債務管理規定に基づき、事前に対外債務管理部門に対外債務指標を申請しなければならない。
  - (4) 外資不動産企業が人民元建て対外債務を借り入れる場合、現行の制限的規定を厳格に遵守しなければならない。
2. 国内機関が人民元建て対外債務を借り入れ、人民元の形式で引き出す場合、当該対外債務資金につき所在地の外貨管理局に対外債務専用口座の開設を申請する必要はないが、人民元建て対外債務資金は国内外の非居住者の口座から振り込み、かつ現行の対外債務管理規定の用途に基づき使用しなければならない。

執行中に問題があった場合、当分局資本項目管理处まで連絡すること。

連絡先 : 胥良、丁倩蘭  
電話番号 : 58845350、58845331

以上

国家外貨管理局上海市分局

2011年1月14日

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳 】

## 国家外汇管理局上海市分局

## 上海汇发[2011]4号

## 《关于上海辖内机构借用人民币外债所涉外汇管理有关问题的通知》

上海各外汇指定银行：

为规范人民币外债业务操作，根据国家外汇局有关文件精神，现将上海辖内机构借用人民币外债所涉外汇管理问题通知如下：

- 一、 境内机构的人民币外债业务（指外债的签约、提款与还本付息中至少有一环节直接使用人民币，下同），应按现行外债管理规定办理。
  - （一） 境内机构借用人民币外债，应按现行外债管理规定办理外债登记、还本付息手续和统计申报等手续；
  - （二） 外商投资企业中长期人民币、外币外债发生额与短期人民币、外币外债余额不得超过其投资总额与注册资本之间的差额；
  - （三） 中资企业与金融机构在借用人民币外债时，应按现行外债管理规定事先向外债管理部门申请外债指标；
  - （四） 外资房地产企业借用人民币外债应严格遵守现行限制性规定。
- 二、 境内机构借用人民币外债且以人民币形式提款的，无需就该笔外债资金向所在地外汇局申请开立外债专用账户，但人民币外债资金应由境内、外非居民服户划入，并按现行外债管理规定的用途进行使用。

执行中如遇问题，请与我分局资本项目管理处联系。

联系人： 胥良 丁倩兰

联系电话： 58845350 58845331

特此通知。

国家外汇管理局上海市分局

二〇一一年一月十四日

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。